

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付等に関する事務を実施している。 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務 ・身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に係る事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、中間サーバ、統合宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14,18,20,25,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,113,124,125,141,144,155,161,163の項 【情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生部障害者相談センター
②所属長の役職名	富山県障害者相談センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部法務文書課情報公関係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話番号076-444-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県障害者相談センター 〒931-8443 富山県富山市下飯野36番地 電話番号076-438-5560
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を常に意識し、マイナンバー登録や副本登録業務を行っている。身体障害者手帳の交付に関する業務では、特定個人情報の取り扱いに関しては、下記の業務で手作業が介在するが、いずれにおいても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベース(身体障害者手帳発行システム)への入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を含む書類等は鍵付きのキャビネット等で保管している。 ・二要素認証によるアクセス制御を行っており、権限のない者のアクセスを防いでいる。 ・特定個人情報取扱記録簿(当該台帳には特定個人情報は記載されない)を整備し、取扱状況を記録している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	富山県身体障害者更生相談所長 米沢由佳子	富山県障害者相談センター所長 糸川知加子	事後	
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡	富山県身体障害者更生相談所 〒931-8443 富山県富山市下飯野70番地4	富山県障害者相談センター 〒931-8443 富山県富山市下飯野36番地	事後	転居に伴う記載内容の変更
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	記載なし	厚生部障害者相談センター	事後	
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当	身体障害者更生相談所長 糸川知加子	富山県障害者相談センター所長	事後	様式変更による修正
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2015/4/1	2019/2/1	事後	
平成31年2月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2015/4/1	2019/2/1	事後	
平成31年2月15日	IVリスク対策	記載なし	新規追加	事後	様式変更による修正
令和2年10月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/2/1	2020/4/1	事後	
令和2年10月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/2/1	2020/4/1	事後	
令和2年10月20日	IVリスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発	十分に行っていない	十分に行っている	事後	
令和3年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	富山県経営管理部文書総務課情報公関係	富山県経営管理部総務課情報公関係	事後	名称の修正
令和3年9月28日	I 関連情報	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の一部改正
令和7年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 法第9条第1項、別表第一の11の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表20の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	法令改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】番号法第19条第8号・別表第二・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年度内閣府・総務省令7号)項番号16 第12条第1号ハ、第3号ハ、第4号 項番号27 第20条第2号イ、第6号 項番号28 第21条第1号イ、第2号イ、第3号 項番号31 第22条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番号54 第28条第1号イ、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号 項番号55 第29条第1号 項番号56の2 第30条第3号 項番号57 第31条第1号ハ、第2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ 項番号79 第42条第1号 項番号106 第53条第1号イ、第2号イ、第3号イ 項番号116	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14,18,20,25,37,42,48,49,53,75,76,77,80,81,91,92,108,113,124,125,141,144,155,161,163の項	事後	法令改正に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	富山県経営管理部総務課情報公開係	富山県経営管理部法務文書課情報公開係	事後	名称の修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	時点修正
令和7年4月1日	IVリスク対策(項目の追加)		以下の項目を追加 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更による追加